福島市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

福島市長　木　幡　　浩

福島市規則第 30 号

福島市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

福島市職員の職名等に関する規則（昭和30年規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「参事」を「参事、副所長」に、「主幹、副所長」を「統括保健師、感染症・疾病対策専門幹、主幹」に、「医長、統括保健師」を「医長」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。